

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications
平成 22 年 7 月 13 日

# 国の行政機関の法令等遵守(会計経理の適正化等)に関する調査結果に基づく勧告(概要)

### ポイント

- 〇 平成 21 年 3 月に総務省が勧告した「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」のフォローアップ(平成 22 年 9 月)について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒しして行うとともに、各府省における不適正な会計経理防止対策等の実施状況を追加調査
- 調査の結果、次のような課題がみられたことから、全府省に改善を勧告
  - ・ 平成21年3月の勧告事項の一部について、22年5月末現在、未だ改善措置を検討中等としている府省あり(14/16 府省で41事項(14%))
  - 「預け金」等の不適正な会計経理防止対策について、15/17 府省は何らかの対策を講じ一定の効果を上げているが、2/17 府省は、近年特に指摘がなかったこともあり、会議等での周知以外に特段の対策を未実施
  - ・ 予算使い切りの慣習を是正するとの政府の方針について、不適正な会計経理防止対策の中に、当該方針を踏まえた方 策を盛り込んでいる府省は一部で、今後更にその取組を徹底していく必要
  - ・ 内部監査(会計監査)について、9/17府省(53%)は不適正な会計経理を監査の重点とするとともに監査手法を見直 すなどの機能強化を図っているが、8/17府省(47%)は特段の措置を未実施

## 調査の背景事情と勧告事項

## 背景事情

- 総務省では、国家公務員や行政に対する信頼を確保する観点から、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を行い、平成 21年3月に、全府省に対し、倫理の保持、セクハラの防止、内部通報窓口の整備等について、改善を勧告
- その後、各府省においては、内部通報に係る窓口の整備や通報対象範囲の拡大、セクハラ相談員の適切な配置等の改善を図ってきたところであるが、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘あり
- 〇 本調査は、このような状況を踏まえ、上記勧告のフォローアップ(平成22年9月)を6月に前倒しして行うとともに、各府省における不適正な会計経理の防止対策等の実施状況を追加調査

### 調査事項

- I 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」(平成21年3月勧告)のフォローアップ
- Ⅱ 国の行政機関における会計経理の適正化対策の実施状況
  - 1 不適正な会計経理防止対策の実施状況 各府省が講じた不適正な会計経理防止対策の実施の有無とその内容・効果等
  - 2 不適正な会計経理に関する内部監査(会計監査)の実施状況 各府省における不適正な会計経理に関する内部監査(会計監査)の実施方法、実施内容
- Ⅲ 国の行政機関の会計経理に関する問題情報を募集

### 調査対象機関

### 全府省(17府省)

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、 国家公安委員会(警察庁)、金融庁、 消費者庁、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、農 林水産省、経済産業省、国土交通省、 環境省、防衛省

#### 勧告事項

- I 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する勧告事項の改善の推進
- Ⅱ 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進
  - 1 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施
  - 2 不適正な会計経理に関する内部監査(会計監査)の強化



勧告日: 平成 22 年 7 月 13 日

勧告先:全府省

## I 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する勧告事項の改善の推進

#### フォローアップ結果(平成22年5月末時点)

改善を指摘した 288 事項中 247 事項 (86%) については一定の改善措置が採られたが、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものが 16 府省中 14 府省で 41 事項 (14%) あり



#### 勧告要旨

関係府省は改善を促進する必要

#### 勧告事項(平成21年3月)

#### 国家公務員倫理法等

- ・研修方法等の見直し
- ・贈与等報告の提出漏れ防止等
- 内部通報窓口の整備等

#### セクハラ防止等

- ・非常勤職員への研修等の実施
- ・監督者の範囲の明定
- ・相談員の適切な配置と支援

#### 内部監査

- ・業務監査の適時・的確な実施
- 会計監査の改善措置結果報告の明定

#### 内部通報制度

・通報規程・窓口・対象範囲の整備・拡大

## 非違行為対応

- ・発生時の情報伝達手段の明定
- ・矯正措置規程の策定、量定基準の整備
- ・懲戒処分の適切な公表

#### 法令等遵守

・法令等遵守に係る取組の検証・評価と見直し

#### 主な改善措置状況 (平成22年5月末現在)

#### 【改善措置状況】

- ・浸透度を把握し研修方法等を見直し
- ・四半期ごとに周知文書を発出
- 内部通報窓口を整備、通報手段等を規定
- ・非常勤職員への新規採用時の研修等を実施
- ・監督者の範囲を明定
- ・性別等に留意した相談員の配置・支援実施
- ・規程に基づき業務監査を実施
- 会計監査の改善措置結果の報告規定の整備
- ・ 通報規程・窓口を整備
- ・職務上・職務外の法令違反行為を通報対象化
- 連絡手順等の規程を整備
- ・矯正措置規程及び量定基準を策定
- ・人事院の公表方針に沿った公表を徹底
- ・倫理法、セクハラ防止等の職員への浸透度等 を検証・評価し必要な見直しを実施

#### 【改善があまり進んでいない状況】

- ・研修方法等の見直し不十分(3/14 府省)
- ・贈与等報告書の閲覧場所等のホームページ掲載を検討中(1/10 府省)
- ・通報手段等の規程への明確化を検討中等 (4/15 府省)
- ・非常勤職員への研修等検討中(1/13 府省)
- ・監督者の範囲を検討中等(2/15 府省)

- ・連絡手順等の規程整備を検討中等(4/13 府省)
- ・矯正措置の量定基準の策定を検討中 (11/13 府省)
- ・検証・評価方法等を検討中(8/16 府省)

## Ⅱ 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進

#### 【不適正な会計経理の発生状況】

平成 19 年度から 21 年度の 3 年間に判明した国の行政機関の不適正な会計経理(補助金を含む。)の金額は、12/17 府省で約 20.6 億円(平成 18 年度から 20 年度の決算検査報告等を基に当省が調査した結果による。)

(内訳)・会計検査院の指摘が19.0億円、内部監査等で1.6億円

- ・府省別:農林水産省が約6.1億円(うち4.8億円は補助金)、国土交通省が5.6億円(うち5.3億円は補助金)等
- ・直轄と補助金の別:国が自ら執行する経費が8.9億円(43%、うち8億円は地方支分部局等)、補助金が11.7億円(57%)
- ・態様別:預け金が 6.9 億円、翌年度納入が 5.4 億円、その他職員の不正による損害が 5.0 億円 等

## 1 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施

#### 調査結果

【平成21年4月から22年5月までの間の不適正な会計経理防止対策の実施状況】

#### ア 国の行政機関が自ら執行する経費

- ① 「預け金」等の不適正な会計経理防止対策について、15 府省では、何らかの対策を講じ一定の効果を上げているが、2 府省(宮内庁、金融庁)では、近年特に指摘がなかったこともあり、会議等での周知以外に特段の対策を未実施
- ② 予算使い切りの慣習を是正するとの政府の方針(注)について、不適正な会計経理防止対策の中に、当該方針を踏まえた方策を盛り込んでいる府省は一部で、今後更にその取組を徹底していく余地

#### イ 補助金

- ① 「預け金」等の不適正な会計経理防止対策について、8 府省(指摘のあった7 府省及び特に指摘がなかった1 府省)では何らかの対策を講じているが、近年特に指摘がなかった7 府省では、特段の対策を未実施
- ② 指摘があった7府省のうち2府省(総務省、厚生労働省)では、指摘があった補助金のみの再発防止対策で、補助金における「預け金」等の不適正な会計経理を会計監査の重点とするなどの取組は未実施
- (注)予算使い切りの慣習の是正を促すため、平成22年2月の副大臣会議及び同年3月の閣僚懇談会において、内閣府特命担当大臣(行政刷新)等から、各省大臣等に対して予算の適正な執行に係る周知・徹底を要請 3 -

#### 勧告要旨

- 国の行政機関が自ら執行する経費
- ① 各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等は行わないこと。また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと。」との政府方針を踏まえた取組を徹底
- ② 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない 府省は、不適正な会計経理防止対策を講ずることに より一定の効果を上げている実例にかんがみ、必要 な対策を実施(宮内庁、金融庁)

#### イ 補助金

- ① 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない 府省は、ア②と同様の観点から、必要な対策を実施 (内閣府、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財 務省、環境省)
- ② 不適正な会計経理の指摘があった補助金について のみ再発防止対策を講じている府省は、他の補助金 についても、内部監査(会計監査)の監査事項とす るなど、必要な対策を実施(総務省、厚生労働省)

## 2 不適正な会計経理に関する内部監査(会計監査)の強化

#### 調査結果

【平成21年4月から22年5月までの間の内部監査(会計監査)の実施状況】

- ・ 近年、国の行政機関が自ら執行する物品や役務の公共調達で「預け金」等の 不適正な会計経理の指摘等があった府省の大半は、当該指摘事項を内部監査 (会計監査)計画等に監査の重点事項として明確に位置付けるとともに、監査 手法を見直し(注)、内部監査(会計監査)を強化(5府省:国家公安委員会(警察庁)、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)
- ・ また、他府省での指摘等を踏まえ、会計監査計画の重点項目に、「預け金」 や「翌年度納入」などの不適正な会計経理を盛り込んでいる府省あり(4府省: 公正取引委員会、財務省、文部科学省、防衛省)
- ・ 上記以外の8府省では、特に不適正な会計経理の指摘等がないことなどから、 基本的に従来からの監査事項や監査手法を継続しており、特段の措置を未実施 (内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省)
- (注) 監査に必要な納品書等の5年間保存の義務付け、契約(納品)業者 の帳簿との突合や聞き取り調査の実施等

#### 勧告要旨

内部監査(会計監査)においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査(会計監査)を強化

(内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、 法務省、外務省、経済産業省)

## Ⅲ 国の行政機関の会計経理に関する問題情報の募集結果

なお、他の15件は、地方公共団体等に係るもので対象外

本調査を行うに当たり、国の行政機関における「預け金」等の不適正な会計経理に関する問題を募集した結果、19件の通報あり このうち、国の行政機関の不適正な会計経理又は服務規律等の遵守に関するものが4件あり、このうち通報者の了解が得られた3件について、関係府省に事実確認を実施。現在、関係府省において、事実確認を行い事実であれば是正するとともに必要な措置を講ずる等とされているところ。総務省としては、関係府省の取組を注視し、事実確認終了後、その結果を公表していく予定

#### [本件連絡先]

総務省行政評価局 法務、外務、文部科学担当評価監視官室

評価監視官:松本順

総括評価監視調査官 : 澤 村 民 哉

電話(直通) 03-5253-5449、5450

FAX 03-5253-5457

E-mail https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。http://www.soumu.go.jp/main sosiki/hyouka/hyouka kansi n/ketsuka.html